

菊池市旭志地域で集合住宅の建設をお考えの皆様へ ～ 浄化槽の設置費用の一部を補助します ～

旭志地域は、過疎地域に指定されており、人口減少が著しい地域となっています。一方で、TSMC が立地する菊陽町に近いことから、開発に関する様々な問い合わせをいただいています。

菊池市では、人口増加に資することを目的に、旭志地域で新たに集合住宅を建設する際、浄化槽の設置費用の一部を補助いたします。

【補助要件】

対象地域：菊池市旭志地域

対象経費：浄化槽の設置に要する経費

※人件費や配管工事に要する経費は対象外とします

対象浄化槽：○11 人槽以上の浄化槽

○熊本県浄化槽取扱要項の設置基準

及び構造基準に適合している浄化槽

【補助金額】

区分	金額
11 人槽～20 人槽	939,000 円
21 人槽～30 人槽	1,472,000 円
31 人槽～50 人槽	2,037,000 円
51 人槽～	2,326,000 円

※予算に限りがありますので、お早めにご相談ください

【お問い合わせ】

菊池市役所 地域開発推進室 （TEL：0968-41-8171）

菊池市宅地開発事業補助金制度のご案内

菊池市では、居住誘導区域や低未利用地の宅地化を推進することで、定住人口の増加を図るため、一定の要件を満たす宅地開発事業を実施する方を対象に、当該事業に要する道路及び側溝の工事費用の一部を補助します。

【補助金名称】

菊池市民間宅地開発補助金

【補助要件】（次に掲げる要件を全て満たす必要があります）

- （１）市が定める対象区域※１ 内で実施される建築基準法、都市計画法等の関係法令等の基準を満たす宅地開発事業であること
- （２）予定建築物の用途が一戸建て専用住宅であること
- （３）新たに４区画以上かつ１区画 180㎡以上の分譲を目的としたもの
- （４）宅地開発事業で次のいずれかに該当する道路及び側溝を設置するもの
 - ・開発許可による道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号）
 - ・熊本県が位置の指定を行った道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号）又は熊本県道路位置指定取扱要綱に準ずる道路

（注） 補助事業は、交付決定の日からその日の属する年度の 2 月末日までに完了する事業が対象となります。

【補助金額】

新設する道路の総延長（メートル単位とし少数第 2 位以下切り捨て）に 1 m 当たり 45,000 円を乗じて得た額。（上限 5,000,000 円）ただし、申請額の総額が当該年度の予算額を超える場合は、予算の範囲内までとします。

※ 1

対象 区域	（１）旭志小学校を中心とするおおむね半径 2 キロメートル円の範囲内の区域（小学校区外は除く。）
	（２）菊池北小学校及び七城小学校を中心とするおおむね半径 1.5 キロメートル円の範囲内の区域（小学校区外は除く。）
	（３）戸崎小学校、花房小学校、泗水西小学校及び泗水東小学校の小学校区全域
	（４）居住誘導区域内（本市都市計画上の居住誘導区域内）
	（５）宅地開発事業を行う土地が（１）から（４）までの対象区域の内外にわたる場合であって、その土地の一部が（１）から（４）までの対象区域内に属するときは、当該土地の全部を対象区域とする

【問合せ先】

菊池市役所建設部地域開発推進室 T E L : 0968- 41- 8171

菊池市宅地開発支援補助金交付対象区域概略図

